を「六・五五九」に、「六・一四二」を「六・一九九」に、「五・七〇六」を「五・七六〇」に、「五・二九七」を「五・三四七」に、「五・二七八」を「五・三二八」に、「五・〇八九」を「五・一三八」に、「五・〇二九」を「五・〇七七」に、「四・八一九」を「四・八六六」に、「四・五二七」を「四・五七一」に、「四・一七五」を「四・二一六」に、「三・八〇九」を「三・八四八」に、「三・六二九」を「三・六六六」に、「三・三四二」を「三・三七七」に、「三・一三一」を「三・一六四」に、「二・九七二」を「三・〇〇四」に、「二・七七三」を「二・八〇三」に、「二・五八六」を「二・六一五」に、「二・三三〇」を「二・三五六」に、「二・一三二」を「二・一五七」に、「一・九八六」を「二・〇一〇」に、「一・六七三」を「一・六九五」に、「一・一七〇」を「一・一八七」に、「〇・九四三」を「〇・九五八」に、「〇・七七六」を「〇・七九五」に、「〇・六五六」を「〇・六七六」に、「〇・五八九」を「〇・六〇八」に、「〇・五二〇」を「〇・五三二」に、「〇・四一一」を「〇・四二三」に、「〇・三四六」を「〇・三五六」に、「〇・三〇九」を「〇・三一九」に、「〇・二八四」を「〇・二九五」に、「〇・二五六」を「〇・二六六」に、「〇・二三一」を「〇・二四一」に、「〇・二一四」を「〇・二二四」に、「〇・二〇三」を「〇・二一三」に、「〇・一九六」を「〇・二〇六」に、「〇・一七〇」を「〇・一八七」に、「〇・一五一」を「〇・一六〇」に、「〇・一一四」を「〇・一二三」に、「〇・〇九七」を「〇・一〇五」に、「〇・〇八三」を「〇・〇九一」に、「〇・〇七五」を「〇・〇八四」に、「〇・〇七四」を「〇・〇八三」に、「〇・〇六三」を「〇・〇七三」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六四」に、「〇・〇四六」を「〇・〇五四」に、「〇・〇三一」を「〇・〇三九」に改め、同表に次のように加える。

平成二十六年度	〇・〇三五

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。附則第五条において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・七三七」を「八・七七六」に、「八・二三〇」を「八・二六六」に、「七・七四八」を「七・七八三」に、「七・二九二」を「七・三二五」に、「六・八六〇」を「六・八九一」に、「六・四五〇」を「六・四八〇」に、「六・〇六二」を「六・〇九〇」に、「五・六九四」を「五・七二〇」に、「五・三四五」を「五・三七〇」に、「五・〇一四」を「五・〇四四」に、「四・一一二」を「四・一四二」に、「四・四〇三」を「四・四二五」に、「三・三六〇」を「三・三九〇」に、「三・三六二」を「三・三九二」に、「三・一五一」を「三・一八一」に、「二・九一九」を「二・九三四」に、「二・七二九」を「二・七六〇」に、「二・五三五」を「二・五六九」に、「二・二三二」を「二・二六六」に、「一・九九八」を「二・〇三〇」に、「一・七〇五」を「一・七三五」に、「一・五五三」を「一・五八四」に、「一・一七五」を「一・二〇〇」に、「一・〇三三」を「一・〇六三」に、「〇・九八二」を「〇・一〇二」に、「〇・七五五」を「〇・七八五」に、「〇・六六四」を「〇・六九四」に、「〇・五七九」を「〇・六〇九」に、「〇・四一七」を「〇・四四七」に、「〇・三五二」を「〇・三八二」に、「〇・二九七」を「〇・三二七」に、「〇・二四二」を「〇・二七二」に、「〇・一九四」を「〇・二一九」に、「〇・一三一」を「〇・一六一」に、「〇・一一五」を「〇・一四五」に、「〇・〇九六」を「〇・一〇〇」に、「〇・〇七七」を「〇・〇八二」に、「〇・〇六一」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五一」に、「〇・〇三四」を「〇・〇三九」に、「〇・〇二六」を「〇・〇二二」に、「〇・〇一三」を「〇・〇一七」に改め、同表に次のように加える。

平成二十五年度	〇・〇〇四

別表第二中「四・八一九」を「四・八六六」に、「四・五二七」を「四・五七一」に、「四・一七五」を「四・二一六」に、「三・八〇九」を「三・八四八」に、「三・六二九」を「三・六六六」に、「三・三七七」を「三・四二九」に、「三・一三一」を「三・一六四」に、「二・九七二」を「三・〇〇四」に、「二・七七三」を「二・八〇三」に、「二・五八六」を「二・六一五」に、「二・三三〇」を「二・三五六」に、「二・一三二」を「二・一五七」に、「一・九八六」を「二・〇一〇」に、「一・六七三」を「一・六九五」に、「一・一七〇」を「一・一八七」に、「〇・九四三」を「〇・九五八」に、「〇・七七六」を「〇・七九五」に、「〇・六五六」を「〇・六七六」に、「〇・五八九」を「〇・六〇八」に、「〇・五二〇」を「〇・五三二」に、「〇・四一一」を「〇・四二三」に、「〇・三五六」を「〇・三六六」に、「〇・三〇九」を「〇・三一九」に、「〇・二八四」を「〇・二九五」に、「〇・二五六」を「〇・二六六」に、「〇・二三一」を「〇・二四一」に、「〇・二一四」を「〇・二二四」に、「〇・二〇三」を「〇・二一三」に、「〇・一九六」を「〇・二〇六」に、「〇・一七〇」を「〇・一八七」に、「〇・一五一」を「〇・一六〇」に、「〇・一一四」を「〇・一二三」に、「〇・〇九七」を「〇・一〇五」に、「〇・〇八三」を「〇・〇九一」に、「〇・〇七五」を「〇・〇八四」に、「〇・〇七四」を「〇・〇八三」に、「〇・〇六三」を「〇・〇七三」に、「〇・〇五七」を「〇・〇六四」に、「〇・〇四六」を「〇・〇五四」に、「〇・〇三一」を「〇・〇三九」に改め、同表に次のように加える。

平成二十三年度	〇・〇三九

（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十条　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

平成二十三年度	〇・〇四八
平成二十四年度	〇・〇三〇
平成二十五年度	〇・〇一四

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（附則第四条及び第五条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成二十八年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、同法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び同法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則